

事業認可説明会

都市計画道路 茨木寝屋川線

大阪府茨木土木事務所
茨木市

令和7年9月

1. 事業認可（告示内容）
2. 道路事業の概要
3. 事業の目的
4. 道路整備イメージ
5. 今後の事業スケジュール
6. 事業認可による制限等について

【都市計画決定】

昭和38年1月14日（当初）

令和6年9月13日（変更）

【告示番号】

令和7年8月6日（近畿地方整備局告示第88号）

令和7年8月14日（大阪府告示第1061号）

【施工者の名称】

大阪府

【都市計画事業の種類及び名称】

北部大阪都市計画道路事業 3・4・211-10号 茨木寝屋川線

【事業地】

茨木市 大住町、戸伏町、末広町、中村町、寺田町地内

【事業概要】

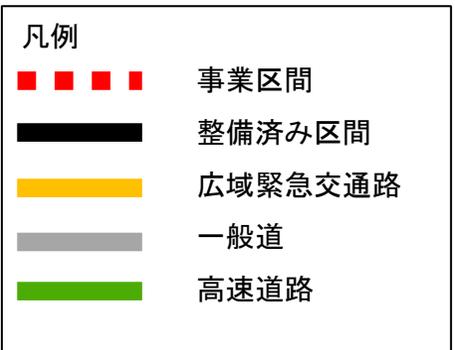
延長 L=1,215m、幅員 W=15.1m~55.0m、車線数 2車線

【事業期間】

令和7年8月6日から令和22年3月31日

2. 道路事業の概要

(都)茨木寝屋川線は、茨木市方面～寝屋川市方面を結ぶ北大阪地域の南北の交通軸を形成し、大阪の成長に資する都市の骨格となる広域幹線道路です。未着手区間は「府道八尾茨木線」から「(市道)東西通り」までの延長 約1.5kmの区間となっております。

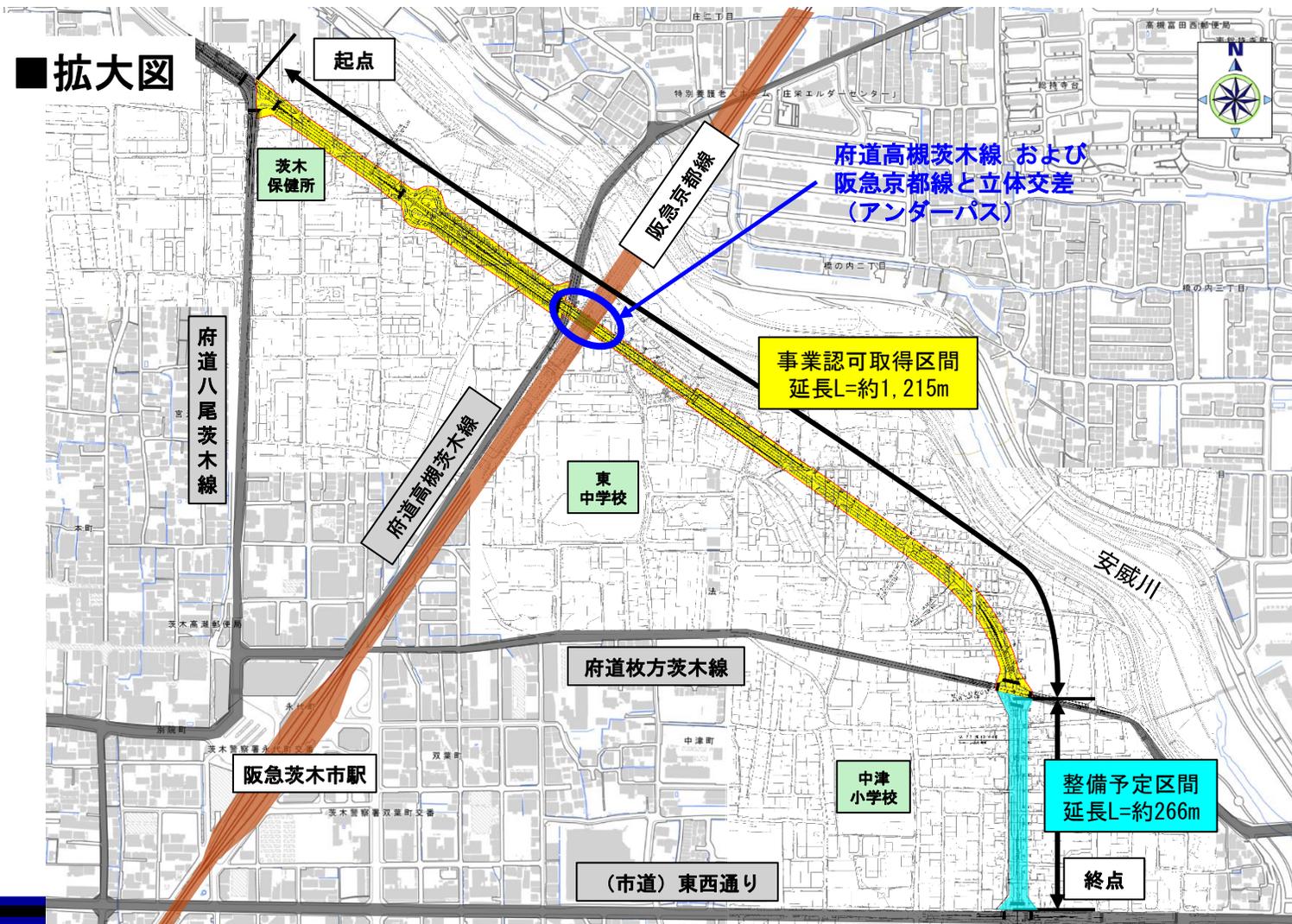


2. 道路事業の概要

■事業認可区間について

【事業認可取得区間】L = 約1,215m 区間：府道八尾茨木線 から 府道枚方茨木線 まで

【整備予定区間】L = 約 266m 区間：府道枚方茨木線 から (市道)東西通り まで



3. 事業の目的

本事業の主な目的は、以下の4つです。

- ① **南北を結ぶ幹線道路の開通**による名神高速道路等へのアクセス性の向上、物流の効率化
- ② 茨木市街地における**渋滞の緩和**
- ③ **広域緊急交通路**である国道1号や国道171号と接続する**新たなネットワークの構築**および災害時の応急活動に使える**代替路の確保**
- ④ 幅員の広い道路整備と**無電柱化**により、家屋や電柱の倒壊による寸断を回避でき、災害時の避難路として**防災機能を強化**

凡例	
	事業認可取得区間
	整備予定区間
	整備済み区間
	広域緊急交通路
	一般道
	高速道路
	主要渋滞箇所



① 南北を結ぶ幹線道路の開通

④ 無電柱化・防災機能強化

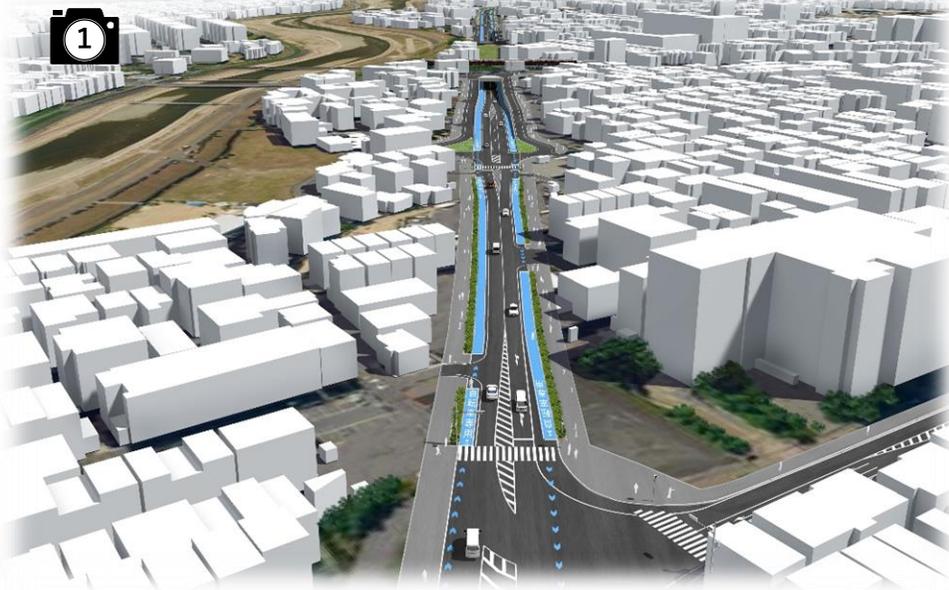
② 渋滞の緩和
(主要渋滞箇所)

③ 広域緊急交通路
との接続

③ 代替路の確保
(災害時)

4. 道路整備イメージ

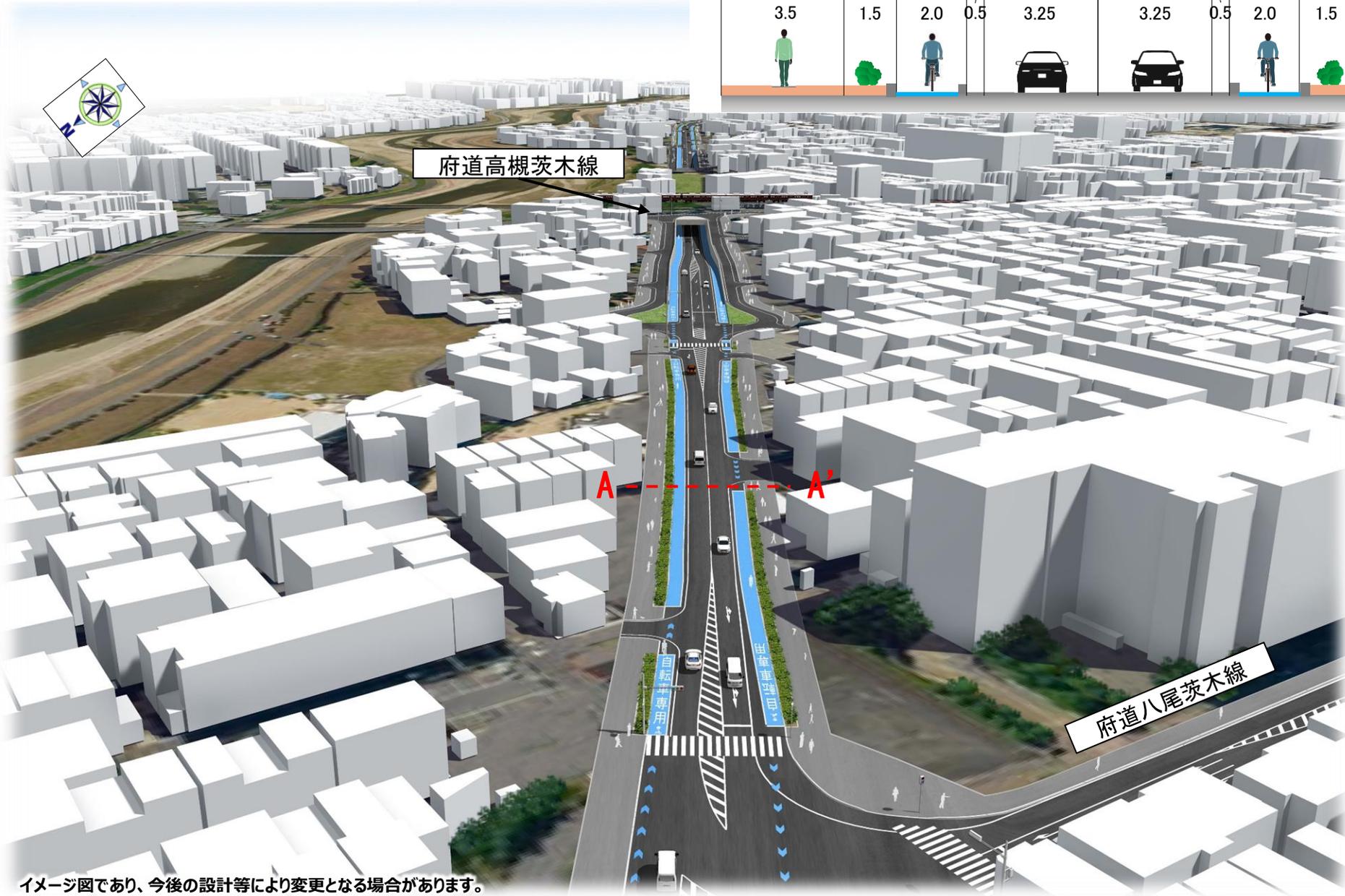
- ◆ [図①] 起点部側である最も北側は府道八尾茨木線と平面交差します。
- ◆ [図②] 府道高槻茨木線とのアクセスのために連結側道交差点を整備します。



イメージ図であり、今後の設計等により変更となる場合があります。

4. 道路整備イメージ

府道八尾茨木線交差部



【標準横断面図】

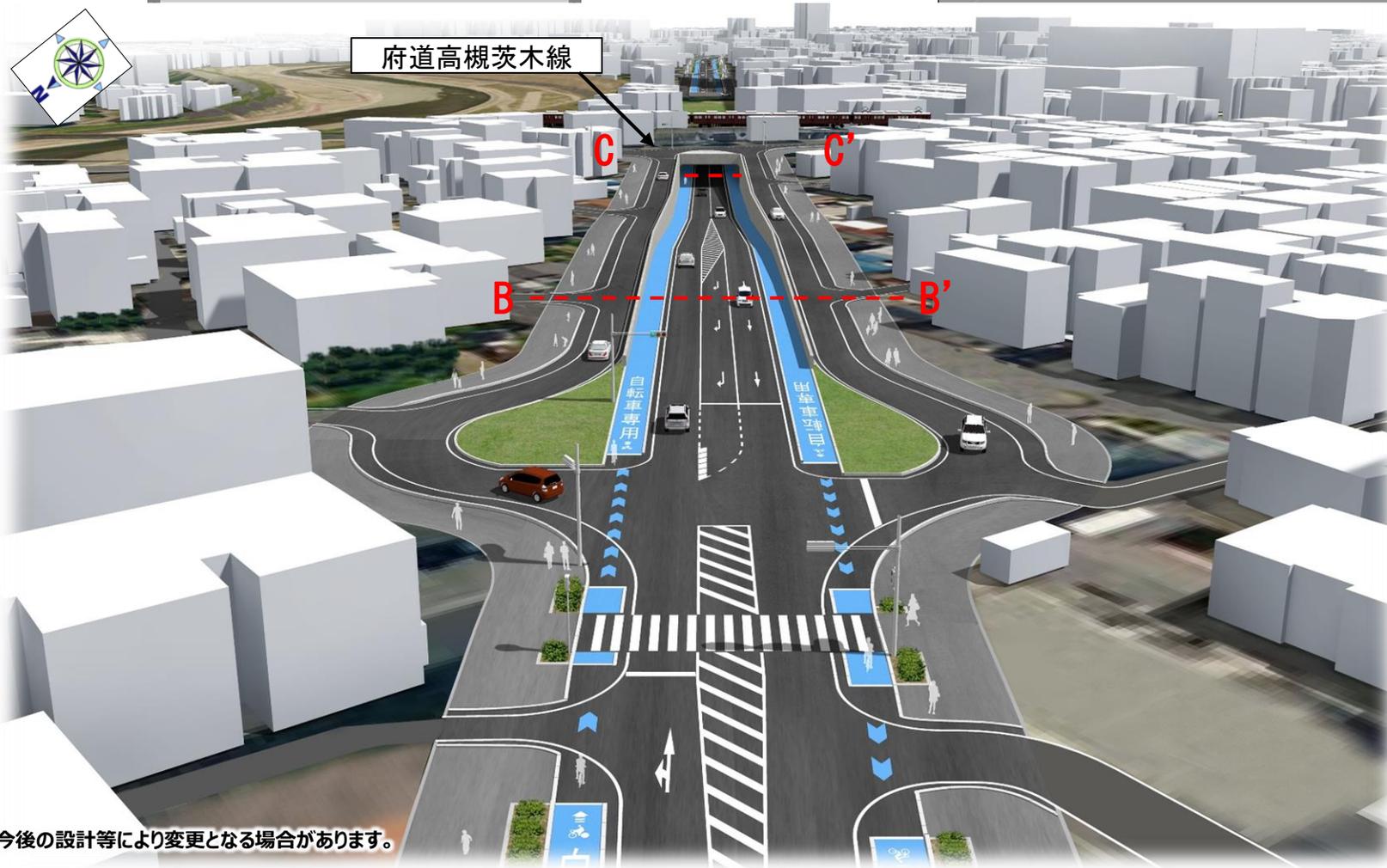
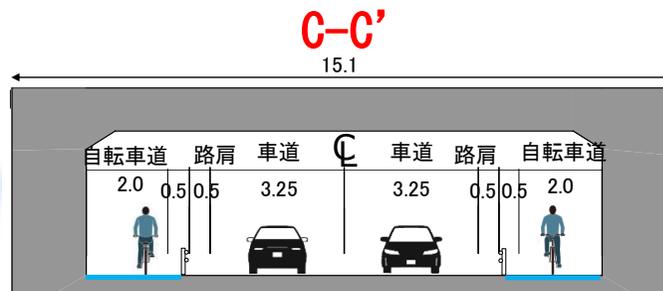
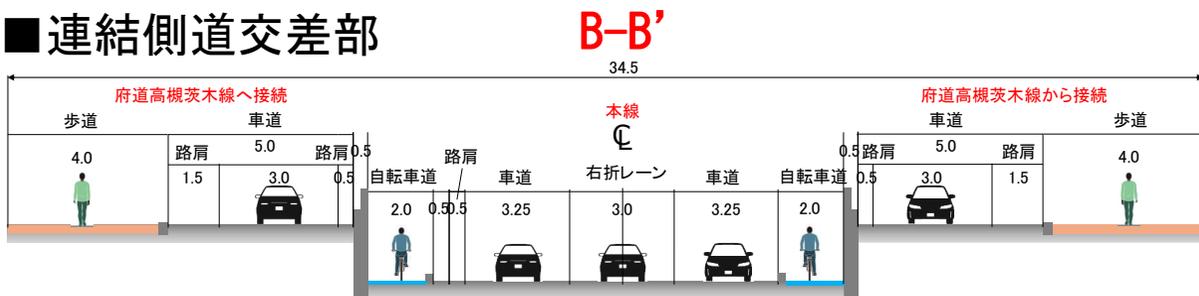
A-A'

21.5

[単位: m]

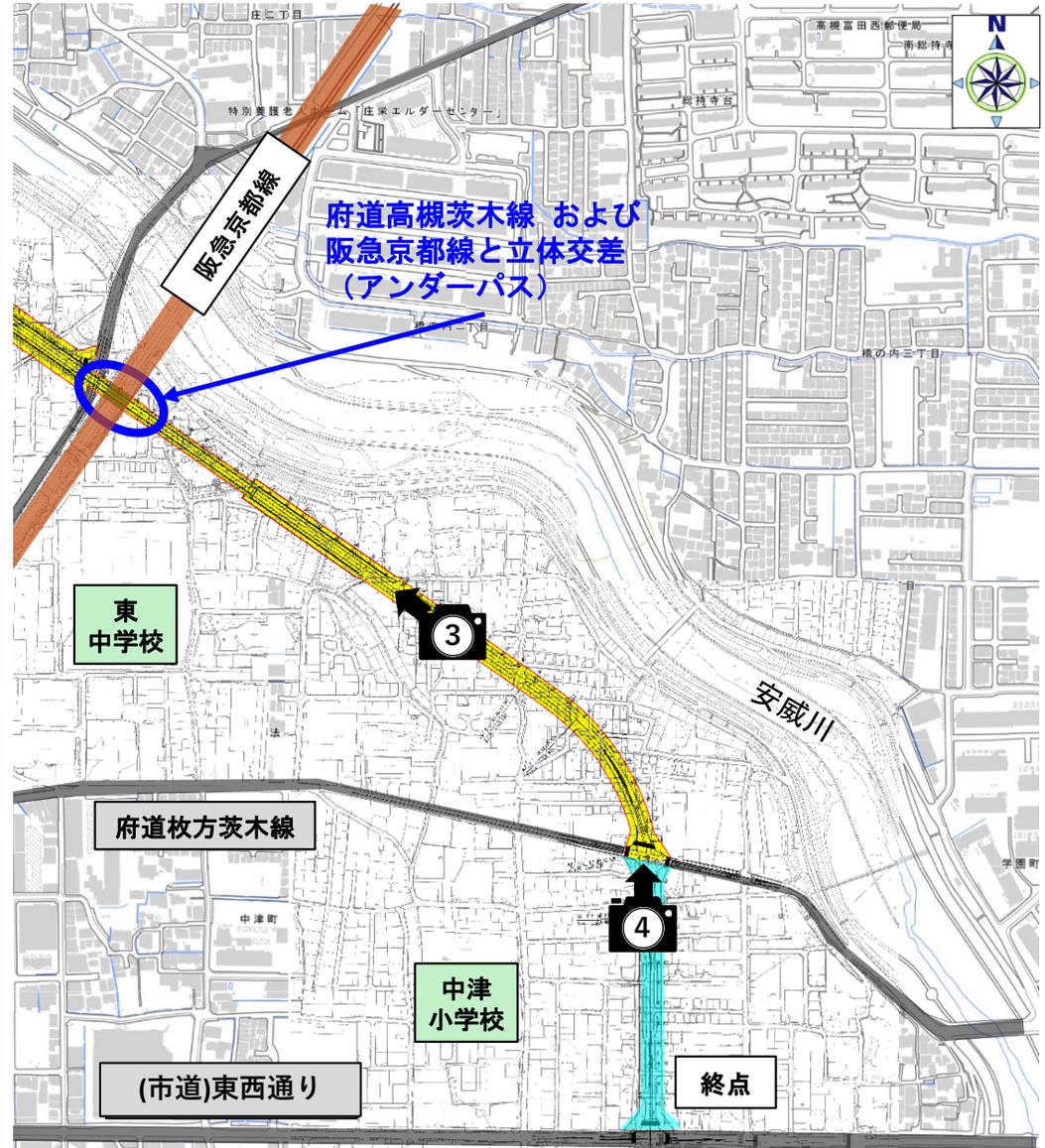


■ 連結側道交差部



4. 道路整備イメージ

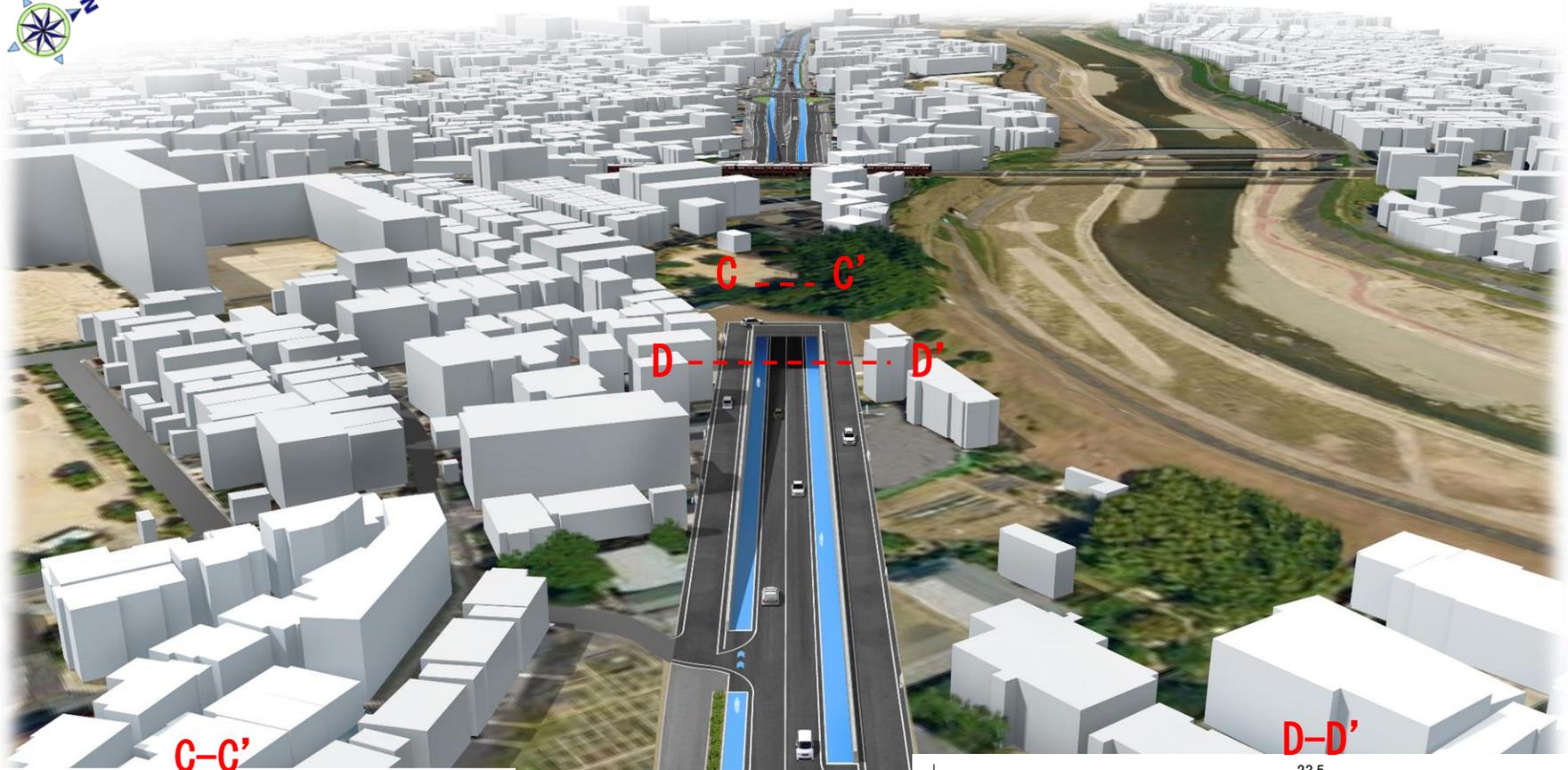
- ◆ [図③] 阪急京都線の南側には沿道の出入りのための側道を整備します。
- ◆ [図④] 府道高槻茨木線交差部も信号交差点となります。



イメージ図であり、今後の設計等により変更となる場合があります。

4. 道路整備イメージ

■阪急京都線南側アンダーパス部



イメージ図であり、今後の設計等により変更となる場合があります。

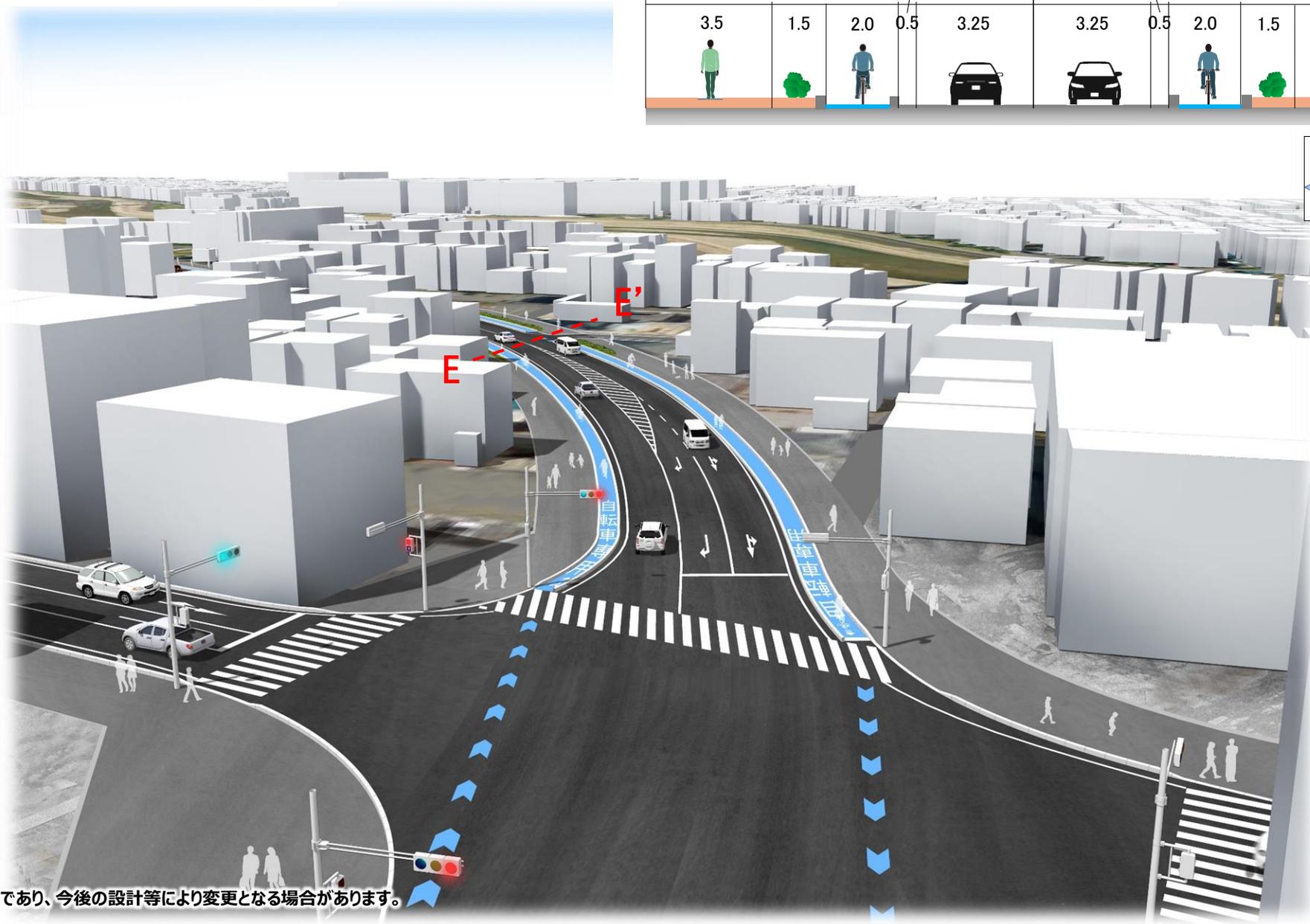
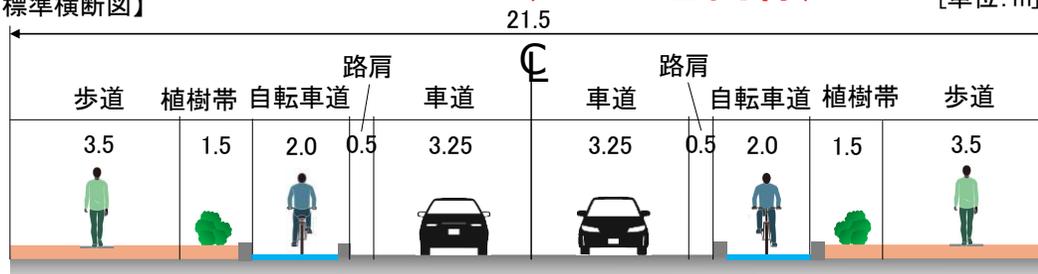
4. 道路整備イメージ

■ 府道枚方茨木線交差部

E-E' (A-A' と同様)

【標準横断面図】

[単位: m]



イメージ図であり、今後の設計等により変更となる場合があります。



事業認可取得（令和7年8月6日）
地元説明会（令和7年9月28、30日）

①事業内容の説明

権利者の皆様に、事業の目的や事業計画の内容、工程及び用地取得などについて、また、事業地に係る法令上の各種制限についてご説明をいたします。



①

事業内容説明

②

路線（現況）測量
・調査・道路設計

③

用地測量
（丈量図の作成）

④

建物等の
物件調査

⑤

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑥

補償説明と契約

⑦

所有権移転登記
及び支払い

⑧

建物等の
移転・撤去

⑨

道路工事

②路線（現況）測量・調査・道路設計

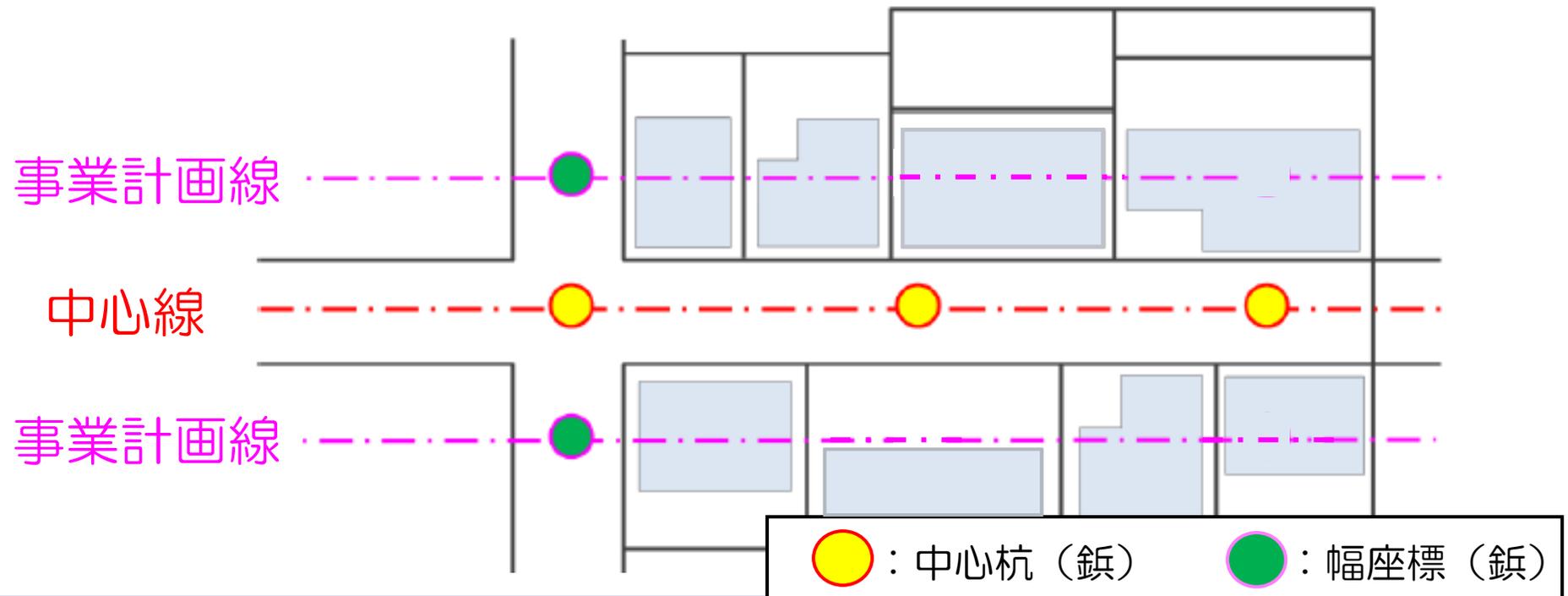
道路の詳細な設計に必要な路線（現況）測量及び土質やその他調査を行い事業区域を明確にし、道路構造を確定していきます。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	路線（現況）測量 ・調査・道路設計	用地測量 （丈量図の作成）	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	補償説明と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	道路工事

※現況測量について

現況測量は、皆様の土地や建物と事業計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

このため、皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などの測量をさせていただきます。



③用地測量（丈量図の作成）

取得させていただく土地の区域や面積を確定し、**丈量図を作成**いたします。
境界確定未了の場合は**関係者の皆様に現地立会にご協力いただきます。**



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	路線（現況）測量 ・調査・道路設計	用地測量 （丈量図の作成）	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	補償説明と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	道路工事

④建物等の物件調査

建物や工作物などの移転や、撤去に伴う補償を適正に算定するために、**建物等の物件調査を実施**いたします。



- | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|------------------|----------|---------------------|---------|------------------|---------------|------|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 事業内容説明 | 路線（現況）測量
・調査・道路設計 | 用地測量
（丈量図の作成） | 建物等の物件調査 | 土地買収価格及び
補償金額の算定 | 補償説明と契約 | 所有権移転登記
及び支払い | 建物等の
移転・撤去 | 道路工事 |

⑤ 土地買収価格及び補償金額の算定

土地買収価格や建物等の移転や撤去に伴う費用等について、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算定いたします。



- | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|------------------|--------------|---------------------|---------|------------------|---------------|------|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 事業内容説明 | 路線（現況）測量
・調査・道路設計 | 用地測量
（丈量図の作成） | 建物等の
物件調査 | 土地買収価格及び
補償金額の算定 | 補償説明と契約 | 所有権移転登記
及び支払い | 建物等の
移転・撤去 | 道路工事 |

⑥ 補償説明と契約

算定した補償額に基づいて説明を行い、話し合いが整いますと、契約の締結を行います。



- ① 事業内容説明
- ② 路線（現況）測量
・調査・道路設計
- ③ 用地測量
（丈量図の作成）
- ④ 建物等の
物件調査
- ⑤ 土地買収価格及び
補償金額の算定
- ⑥ **補償説明と契約**
- ⑦ 所有権移転登記
及び支払い
- ⑧ 建物等の
移転・撤去
- ⑨ 道路工事

⑦所有権移転登記及び支払い

契約締結後に、所有権移転登記を行います。補償金等は、契約締結後に前払金、建物移転・撤去完了後に残金をお支払いします。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	路線（現況）測量 ・調査・道路設計	用地測量 （丈量図の作成）	建物等 の 物件 調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	補償説明と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	道路工事

⑧建物等の移転・撤去

契約締結後に、当該土地内にある建物等の物件について、**所有者が移転・撤去**を行います。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	路線（現況）測量 ・調査・道路設計	用地測量 （丈量図の作成）	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	補償説明と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	道路工事

⑨ 道路工事

土地の取得ができたところから、
道路工事を始めていきます。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	路線（現況）測量 ・調査・道路設計	用地測量 （丈量図の作成）	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	補償説明と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	道路工事

(1) 土地建物等の有償譲渡については届出が必要です

【都市計画法67条】

- ・ 事業認可を受けた路線の事業地内において、大阪府（茨木市）以外者等に土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、事前に大阪府への届出が必要となります。

(2) 土地の形質変更、建築等について制限されます

【都市計画法65条】

- ・ 事業認可を受けた路線の事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等は制限されています。



令和7年11月～
 路線測量
 土質調査
 道路設計 など

令和8年以降～
 用地説明会
 (権利者対象)
 丈量図作成 など

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

事業内容説明

路線(現況)測量
 ・調査・道路設計

用地測量
 (丈量図の作成)

建物等の
 物件調査

土地買収価格及び
 補償金額の算定

補償説明と契約

所有権移転登記
 及び支払い

建物等の
 移転・撤去

道路工事



この事業を進めるためには、土地所有者の皆さまには大切な土地をお譲りいただいたり、建物の改築や移転をお願いしなければなりません。

また、沿道の皆様には測量、調査、工事などにより、ご迷惑、ご不便をおかけすると思いますが、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



本日はありがとうございました。

大阪府茨木土木事務所
茨木市